

**生物多様性に関するその他の国内外の課税等の状況
(第1回検討会の再掲)**

諸外国における生物多様性に関するその他の課税等の状況

諸外国における樹木伐採・生物保全に係る課税の状況

- オーストリア(ウィーン市)では、樹木保護や景観保全を目的とし、植林や移植を伴わない樹木の伐採行為に対して補償料金の支払いを求めている。
- セルビアでは、野生動植物・菌類の収集・利用・取引に対する料金制度を導入している。

	オーストリア(ウィーン市)	セルビア
制度名	・ 樹木伐採料金(Tree removal fee)	・ 野生動植物収集・利用・取引料金(Fees for the collection, use and trade in protected species of wild flora, fauna and fungi)
導入目的	・ 樹木保護、景観保全(1995年施行)	・ 野生生物の個体群の保護
課税対象	・ <u>公有・私有を問わず、植林や移植を伴わない立木(円周40cm超)の伐採に課税</u>	・ <u>許可を受けた自然生息地の保護種の野生動植物・菌類の収集・利用・取引に課税</u>
税率・賦課料率	・ <u>樹木伐採後に植林又は移植が行われない場合、補償料金の支払いが求められる</u> ➢ 樹木1本あたり1,090EUR ・ 加えて伐採許可を得るための費用として、以下の4項目で構成される料金を徴収 ① 申請のための連邦料金 14.3EUR ② 評価書面費 3.9EUR/A3・1頁 ③ 評価調査費 7.63EUR/30分 ④ 立木管理費 4.72～21.8EUR/1本 ・ 森林の樹木、農園の樹木、果樹は対象外	・ <u>ベース額の10%を徴収</u> ※ ベース額＝収集・利用・取引が認められている保護種の単位収集量当たり価格(RSD/重量kg)×収集量(重量kg) ※ なお、保護種とは、絶滅の危機に瀕していない希少種や、国際協定によって保護方法が規定されている種等 ・ セルビアでは、野生動植物収集・利用・取引料金のほかに、保護区毎に、菌類、薬用・食用植物、その他果物・動物の収集・購入活動等に対する「自然保護区利用料金」を設定。 【特別自然保護区イエルマの例】 ① 保護区域で収集:1,800RSD/人・年、80RSD/人・日 ② 保護区域で購入:15RSD/kg
税收・使途	・ 4.73百万EUR(2021年) ・ 収入は<u>主に植林や市街地の土地取得に使われるほか、植林のための助成金に使われる。</u>	・ 92百万RSD(2018年) ・ 一般財源(収益は国の予算に充当される)

(備考)税率は2023年1月時点。為替レート:1EUR=約130円(2020～2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)、1HRK=19円、1RSD=約1円(為替レートはOANDAの2023年1月17日のレート)

(出典)ウィーン市ウェブページ「Bewilligung zur Baumentfernung – Antrag」「Ausgleichsabgabe nach dem Wiener Baumschutzgesetz」、オーストリア政府統計局「Steuereinnahmen」、セルビア環境保護庁ウェブページ「Indicator Name: Revenues from fees for use of natural resources」等より作成。

諸外国における自然環境の開発行為に係る課税の状況

- 韓国では、海洋生態系に悪影響を与える開発行為に対する生態系保全協力金を導入している。
- スペインのガリシア州では、ダムの開発・利用に伴う河川の環境破壊行為に対して課税している。

	韓国	スペイン(ガリシア州)																
制度名	海洋生態系保全協力金 (Marine Ecosystem Conservation Levy)	ダムの水の利用に伴う環境破壊に対する税 (tax on environmental damage caused by certain uses and exploitation of dammed water)																
導入目的	海洋生態系の乱開発の防止と保全(2007年施行)	河川の開発・利用によって引き起こされる河川への悪影響の補償と環境修復(2008年施行)																
課税対象	<u>海域における10万m²以上の開発行為</u>(盛土による地形変更、水生植物群集の生息域を破壊する行為、沿岸湿地等の埋立や干拓) - 海洋生態系の生物乱獲対策に関する事業、漁業に悪影響を及ぼす海洋生物の管理のための事業、海洋生態系の復元・保全・管理のための事業については海洋生態系保全協力金の対象外	<u>河川の自然価値(特に河川の流速や流量)を大幅に変え、河川に負の影響を与えるダムの開発や利用(産業活動)</u> - 該当するダムの要件: ① 堤高が15メートル超のダム ② 堤高が10～15メートルで以下のいずれかを満たすダム 堤頂長500m超、貯水容量100万m³超、放水容量2,000m³/秒																
税率・賦課料率	- 毀損面積×300ウォン(m²あたり)×地域係数※ ※ 地域係数: 区域(漁港、排他的経済水域、海洋保護区域等)と埋立の有無に応じて2～40を適用。漁港の場合は埋立の有無に関わらず2を適用、海洋保護区域でありかつ埋立を伴う場合は40を適用。	利用量に応じて決まる水量(hm³)×800EUR/hm³×(1+a-b) <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">a) ダムの高さ(m)に応じた係数</td><td>～30m</td><td>0.0001</td></tr> <tr> <td>30～100m</td><td>0.0005</td></tr> <tr> <td>100～300m</td><td>0.001</td></tr> <tr> <td>300～600m</td><td>0.01</td></tr> <tr> <td>600m～</td><td>0.04</td></tr> <tr> <td rowspan="2">b) 水力発電の容量(MW)に応じた係数</td><td>～200MW</td><td>0.0005</td></tr> <tr> <td>200MW～</td><td>0.001</td></tr> </table>	a) ダムの高さ(m)に応じた係数	～30m	0.0001	30～100m	0.0005	100～300m	0.001	300～600m	0.01	600m～	0.04	b) 水力発電の容量(MW)に応じた係数	～200MW	0.0005	200MW～	0.001
a) ダムの高さ(m)に応じた係数	～30m	0.0001																
	30～100m	0.0005																
	100～300m	0.001																
	300～600m	0.01																
	600m～	0.04																
b) 水力発電の容量(MW)に応じた係数	～200MW	0.0005																
	200MW～	0.001																
税收・使途	92.47億ウォン(2021年) <u>海洋生態系保全協力基金として海洋生態系の保全及び管理に係る事業に使途</u>	13.85百万EUR(2014年) <u>環境破壊によって影響を受けた河川の保護を中心に自然資源の保護、環境保全・再生の取組に使途</u>																

(備考) 税率は2023年1月時点。為替レート: 1EUR=約130円、1KRW=約0.1円(2020～2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) 韓国国家法令情報センターウェブページ「Enforcement Decree of the Marine Ecosystem Conservation and Management Act」、スペイン官報ウェブページ「Ley 15/2008, de 19 de diciembre, del impuesto sobre el daño medioambiental causado por determinados usos y aprovechamientos del agua embalsada (DOG núm. 251, de 29 de diciembre de 2008).」等より作成。

諸外国における狩猟や漁業の実施に係る課税の状況

- フィンランドでは、入漁や狩猟を行う際、管理料金・ライセンス料金の支払いを義務付け。
- スウェーデンやカナダ・ブリティッシュコロンビア州においても、狩猟を行う際、ライセンス料金の支払いを義務付け。

	フィンランド	フィンランド	スウェーデン	カナダ (ブリティッシュコロンビア州)
制度名	漁業管理料金 (Fisheries Management Fee)	狩猟ライセンス料金 (Hunting License Fee)	狩猟許可証 (Hunting Permit)	狩猟ライセンス料金 (Hunting License Fee)
対象・税率	18～64歳のフィンランド国民又は外国人が、<u>国内でルアーやわなを使って漁を行う場合、漁業管理料金の支払いが求められる。</u> - 料金は期間に応じて異なる(1年間47EUR、1週間16EUR、1日6EUR)。 - オンライン、電話、店舗にて支払い可能。	<u>国内で狩猟を行う場合、1年間39EURのライセンス料の支払いが求められる。</u> - 狩猟年毎(8月1日～翌年7月31日まで)に更新する。 - 国内で30万人超が狩猟ライセンス料金の支払いを行っている。	- スウェーデン国民又は外国人が<u>国内で狩猟を行う場合、年間1人当たり400SEKの狩猟許可証を購入する必要がある。</u> - 狩猟年毎(7月1日～翌年6月30日まで)に更新する。 - スウェーデン環境保護庁の「Hunter Registry」でオンライン登録・支払いを行い、許可証をダウンロード。	<u>州内で狩猟を行う場合、1年毎に狩猟ライセンス料金(年齢等により異なる)の支払いが求められる。</u> ➢居住者(10～17歳):7CAD ➢居住者(18～64歳):32CAD ➢居住者(65歳以上):7CAD ➢非居住者:75CAD～ - オンライン、政府オフィス、店舗にて支払い可能。
税収・使途	307万EUR(2014年) - 農業・林業省を通じて<u>漁業機会の維持や自然水環境の管理に使途</u>	2,700万EUR(2019年) - 収入は<u>全て狩猟の管理に使途</u>	1,500万SEK(2000年) - 基金に入り、<u>狩猟の管理、野生動物の保護、情報提供・教育に用いられる。</u>	890万CAD(2010年) - 収入の<u>一部が生息環境保護信託基金を通じて、同州の魚類、野生動物等の便益に活用。</u>

(備考) 税率は2023年1月時点。為替レート: 1EUR=約130円、1SEK=約12.0円、1CAD=89.0円(2020～2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) フィンランド政府ウェブページ「Fisheries Management Fee」、フィンランド政府ウェブページ「Hunting in Finland」、スウェーデン政府ウェブページ「Hunting Permit」、カナダ・ブリティッシュコロンビア州政府ウェブページ「Hunting Licences」、OECDウェブページ等より作成。

諸外国における水資源保全に係る課税の状況 ①

- 韓国は、下流の都市圏の水道利用者から水利用負担金を徴収し、水質保全のために制約を受ける上流の住民への補償や水質管理施設の費用等に使用。
- デンマーク・オランダは水道水に課税し、一般会計に繰り入れ。デンマークは税率が高く納税者は家庭が中心。一方、オランダは、税率は低いが企業も広く対象とする。

項目	韓国	デンマーク	オランダ										
制度名	・ 水利用負担金	・ 上水道税	・ 水道水税										
導入年	・ 1999年(漢江)・2002 年(その他河川)	・ 1994年	・ 2000年										
目的	・ 上流の住民支援や水質改善の資金確保	・ 水消費量の削減、所得税の引下げ	・ 水消費量の削減										
課税対象	・ 四大水系から供給される水道水	・ 国内で消費される水道水	・ パイプを通じて供給される水道水										
納税者	・ 各水系の水を使用する最終需要者	・ 家庭(企業は上水道税分のVATの控除を受けられるため、実質対象外)	・ 1000以上の供給先を有する水道事業者(水道事業者は消費者料金に転嫁)										
税率・賦課率	・ 水道水の消費量に応じて賦課 ・ 賦課率(KRW/m³)は水系により異なる <table><tr><th>水系</th><th>漢江</th><th>洛東江</th><th>金剛</th><th>永山川・島津川</th></tr><tr><th>賦課率</th><td>170</td><td>170</td><td>160</td><td>170</td></tr></table> ※取水先が、対象水系・対象外水系の混合となる地域は、混合率に応じて賦課率を決定。 ・ 一部最下流地域では、月平均生物化学的酸素要求量(BOD)が3mg/Lを超える場合、汚染度に応じて賦課率を軽減。	水系	漢江	洛東江	金剛	永山川・島津川	賦課率	170	170	160	170	・ 水道水の消費量に応じて課税: 6.37DKK/m³ ・ 25%のVAT上乗せ (VAT込税率:7.98DKK/m³) ・ 平均上水道料金24.41DKK/m³のうち、上水道税(VAT込)の割合は約33% ・ なお、水道管からの漏水により給水量が90%以下となった場合は、水道事業者が消費者の代わりに上水道税を納税	・ 水道水の消費量に応じて課税: 0.382 EUR/m³ ・ 9%(軽減税率)のVATが上乗せ (VAT込税率:0.416 EUR/m³) ・ 税率は毎年政府により決定され、12カ月ごとに課税。300m³以上の消費は非課税。緊急利用(消火栓、スプリンクラー等)は非課税。
水系	漢江	洛東江	金剛	永山川・島津川									
賦課率	170	170	160	170									
税收・使途	・ 2020年税收(億KRW) <table><tr><th>水系</th><th>漢江</th><th>洛東江</th><th>金剛</th><th>永山川・島津川</th></tr><tr><th>税收</th><td>4,765</td><td>2,220</td><td>1,202</td><td>867</td></tr></table> ・ 収入は水系管理基金に繰り入れ、水質保全のための制約を受ける上流地域の住民への補償や下水処理費等に充当。	水系	漢江	洛東江	金剛	永山川・島津川	税收	4,765	2,220	1,202	867	・ 16.87億DKK(2020年) ・ 一般財源	・ 約2.5億EUR(2021年) ・ 一般財源
水系	漢江	洛東江	金剛	永山川・島津川									
税收	4,765	2,220	1,202	867									

(備考)税率は2023年1月時点。為替レート:1KRW=約0.1円、1DKK=約17円、1EUR=約130円(2020~2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典)漢江流域環境庁「2021한강수계관리기금 통계」、オランダ中央統計局「Milieubelastingen en -heffingen; nationale rekeningen」、オランダ税務局「Tabellen tarieven milieubelastingen」、デンマーク法律「Bekendtgørelse af lov om afgift af ledningsført vand」等より作成。

諸外国における水資源保全に係る課税の状況 ②

- 欧州では、地下水の保全を目的に、地下水の取水行為に対する税・課徴金を実施されている。
- ベルギー・フランドル地方では地下水税を、チェコやベルリンなどドイツ諸州では課徴金を導入。収入は、地下水源維持を目的とする事業等に充当。

項目	ベルギー(フランドル地方)	チェコ共和国	ドイツ(ベルリン州)
制度名	・ 地下水税	・ 地下水取水課徴金	・ 地下水取水課徴金
導入年	・ 1997年	・ 2001年	・ 1990年
目的	・ 地下水保全	・ 地下水保全	・ 地下水保全
課税標準	・ 地下水取水量	・ 地下水取水量	・ 地下水取水量
税率・ 賦課料率	・ 500～30,000m³/年の場合： 取水量×0.06×係数(EUR) ・ 30,000m³/年以上の場合： (0.062 + 0.75×取水量/10000)× 係数(EUR) ※取水量(m³)は、全地下水取水量から、 農業や灌漑に用いた量の半分を除いた量。 ※係数は地下水圧等に応じて地域毎に 異なり、毎年引上げ。2023年は1.41～6.88。 ・ 500m³/年未満は課税対象外	・ 2.00 CZK/m³ (飲料水)又は 3.00 CZK/m³ (その他の用途) ・ 500m³/月未満、または 6,000m³/年未満は課税対象外	・ 0.3100EUR/m³ ・ 6,000m³/年未満は課税対象外 ・ 汚染地下水の除去や地下水位調整 のための取水等は対象外
税收・使途	・ 23.2百万EUR(2014年) ・ 税收は基金に積み立て、土壌改質や モニタリング、研究調査等、地下水源 保全を目的とする事業に充当。	・ 871.9百万CZK(2018年) ・ 収入の50%は州政府の財源となり、 水管理インフラに使途。残り50%は 国家環境基金に繰り入れ、水質・水 量の保全・監視に使途。	・ 61.0百万EUR(2020年) ・ 課徴金収入は水質汚濁の緩和や地 下水かん養(地表水の地下帯水層へ の浸透)等、地下水源保全を目的と する事業に充当。

(備考)税率は2023年1月時点。為替レート:1EUR=約130円、1CZK=約5.1円(2020～2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典)フランドル政府「Heffing voor de winning van grondwater」、チェコ共和国法律「Zákon č. 254/2001 Sb. Zákon o vodách a o změně některých zákonů (vodní zákon)」、OECD「Database on Policy Instruments for the Environment」、ベルリン州政府「Haushaltsplan von Berlin für die Haushaltsjahre 2022/2023 Band 7 Einzelplan 07」、ベルリン州データベース「Berliner Wassergesetz Grundwasserentnahmeentgelt」等より作成。

諸外国における土壤汚染の防止や農薬に対する課税の状況

- ミネソタ州の汚染税は、土壤汚染のインセンティブとならないよう課税を行うとともに、除去計画の有無で税率に差異を設け汚染者に浄化のインセンティブを与えるほか、税収も土地浄化等に活用。
- デンマークの農薬税は、殺虫剤の健康や環境への負荷、殺生物剤の小売価格に応じて課税。

	米国(ミネソタ州)	デンマーク
税目	汚染税(Contamination Tax)	農薬税(Tax on pesticides)
導入目的	土壤汚染土地等による資産の市場価値下落分(財産税の減収額)に課税。財産税が土壤汚染のインセンティブとならないための措置。税率の差別化を通じて、汚染者に浄化インセンティブを与えるとともに、税収の一部を汚染浄化の補助金財源に充てることで、汚染浄化にも寄与。(1995年施行)	- 農薬の消費を減らし、殺生物性の高い製品の使用を減らすことを目的に、農薬の小売価格に基づく農薬税を導入(1996年施行)。 2012年法改正。健康と環境に基づく従量税に変更。課税ベースも(小売販売価格から)卸売価格に変更(2013年発効)。
課税対象	- 建物、土地、未利用地(原野)等の所有者。 - 米国環境保護庁が定めたアスベスト除去プログラムを実施している場合等は免税。個人資産には適用されない。	課税対象である植物保護剤(殺虫剤)と殺生物剤を製造又は海外から輸入する企業は、法律に基づき、登録が必要。当該企業は、課税期間(月)ごとに、期間中の課税対象商品の供給量と課税価格を報告する必要がある。
徴収方法	- 土壤汚染で下落した資産の市場価値が1万USD以上の場合、汚染による市場価値下落分(財産税の減収額)に対して課税。 - 税率は資産所有者の処置状況と汚染責任に応じて設定。 ➢ 【除去計画なし】100%(汚染責任あり)、25%(汚染責任なし) ➢ 【除去計画あり】50%(汚染責任あり)、12.5%(汚染責任なし) - 汚染税の徴収は財産税と同様。	- 殺虫剤は製品1kgあたり健康負荷、環境影響、環境行動ストレス、基本税の合計値で課税(2021年1月～2023年12月): ➢ 健康負荷(112.88DKK) + 環境影響(112.88DKK) + 環境行動ストレス(112.88DKK) + 基本税(52.75DKK) - 殺生物剤はVATを除く製品価格に課税(同上): ➢ 害虫防除以外の化学殺生物製品 40% ➢ 昆虫、野生哺乳類、鳥類抑止の化学殺生物性製品 30% ➢ 藻類の成長を制御するための化学殺生物性製品等 3%
税収・使途	392,000USD(2020年)(State TaxとLocal Taxの合計) - 税収の配分は除去計画の有無で異なる。 【除去計画なし】全て地方課税区(カウnty)に配分 【除去計画あり】Contaminated Site and Development Account(浄化補助金基金)(5%をカウnty、95%を州)に充当	640百万DKK(2023年見込) - 一般会計

(備考) 税率は2023年1月時点。為替レート:1USD=約116円、1DKK=17円(2020～2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) ミネソタ州「Minnesota Tax Handbook A Profile of State and Local Taxes in Minnesota 2022」、横山(2010)「税制のグリーン化と固定資産税」『資産評価情報』176, 2-7、デンマーク政府「Bekæmpelsesmiddelfgiftsloven」等より作成。

我が国における生物多様性に関する課税等の状況

森林環境税及び森林環境譲与税の概要

○ 2018年5月に成立した「森林経営管理法」を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設された。2024年度から課税開始予定。

森林環境税の概要

納税義務者	国内に住所を有する個人
税率	年額1,000円
徴収・納付	① 賦課徴収 ➤ 市町村において、個人住民税均等割の枠組みを用いて徴収する。 ② 国への払込み ➤ 市町村は納付又は納入された額を都道府県を経由して、国に納付する。
適用時期	令和6(2024)年度から課税
税収見込み	令和6(2024)年度は約300億円(期中から徴税開始のため)、令和7(2025)年度以降の平年度は約600億円。

森林環境譲与税の概要

譲与団体	市町村及び都道府県
適用時期	・ 令和元(2019)年度から譲与 (喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、2019年度から譲与を開始。2020年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の一部が改正され、2020年度から2024年度までの各年度における森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税及び譲与税配付金特別会計における譲与税財源の借入を行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額。)
用途	・ 市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない。 ・ 都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならない。 ・ 市町村及び都道府県は、用途等を公表しなければならない。

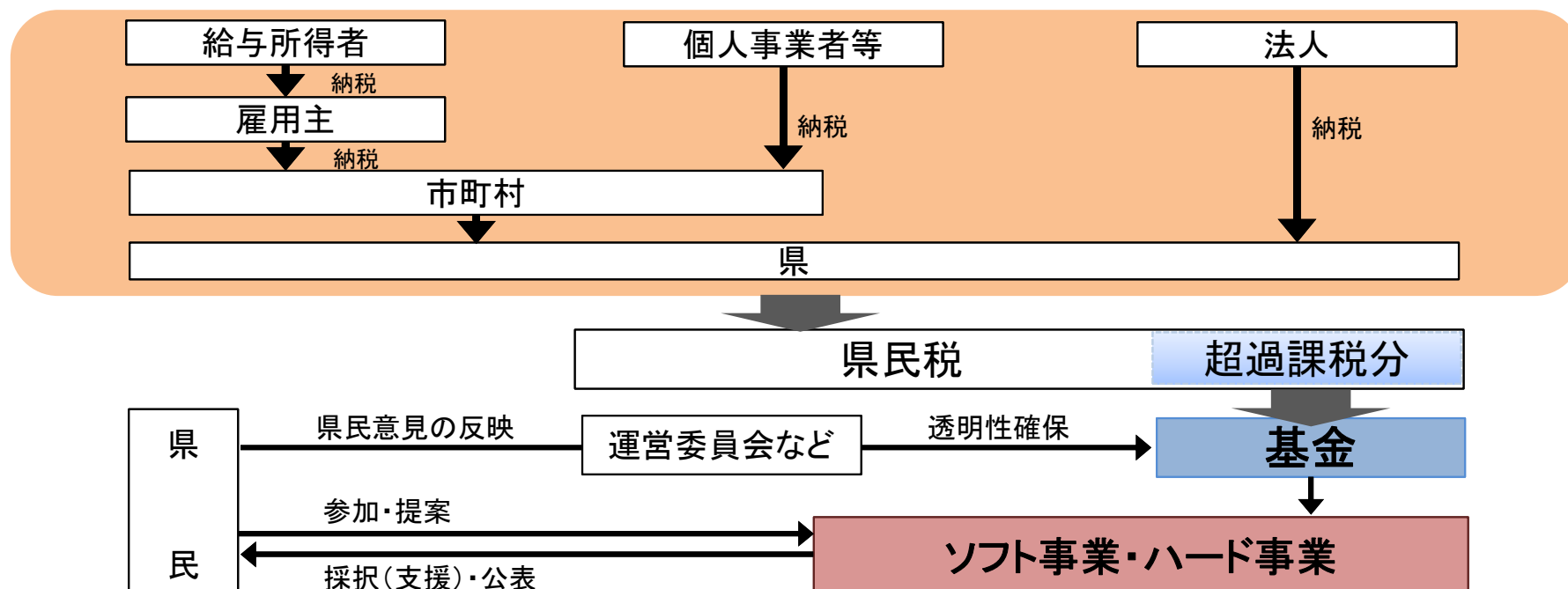
地方の独自課税としての森林環境税の概要

- 我が国では、森林整備を主な目的とする地方の独自課税として森林環境税が導入されている。いずれも住民税超過課税方式を採用し、税収は基金化し、森林整備等に活用している。

森林環境税(独自課税)の概要

概要	森林整備を主な目的とした地方自治体の独自課税(森林環境税等)
課税対象	個人及び法人
税率	課税方式は住民税(道府県民税・市町村税)均等割の超過課税 — 個人: 300円~1,200円を上乗せ(20県が500円を上乗せ) — 法人: 均等割額の5~11%を上乗せ(19県が5%を上乗せ)
実施状況	高知県(2003年度導入)を皮切りに、全国37府県・1政令市で導入(2022年8月現在)
税収	1.8億円(高知県・鳥取県)~28.4億円(横浜市)(2020年度決済額)
用途	多くの自治体で基金化し、主に森林整備や普及啓発等の県独自の事業に活用されている。

森林環境税(独自課税)の仕組み(県の場合)



森林環境税(独自課税)の導入状況(令和2年度)

森林環境税(独自課税)の税率、税収額

(2022年8月現在)

団体名	名 称	課税額 (超過税率)		期限	税収(億円)		
		個人	法人		総額	個人	法人
岩手県	いわての森林づくり県民税	1000円	10%	2026.3	7.6	6.1	1.5
宮城県	みやぎ環境税	1200円	10%	2026.3	17.2	13.6	3.6
秋田県	水と緑の森づくり税	800円	8%	2023.3	4.7	3.9	0.9
山形県	やまがた緑環境税	1000円	10%	2026.3	6.6	5.5	1.1
福島県	森林環境税	1000円	10%	2026.3	11.5	9.4	2.1
茨城県	森林湖沼環境税	1000円	10%	2027.3	17.9	15.1	2.8
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	700円	7%	2028.3	8.8	7.1	1.6
群馬県	ぐんま緑の県民税	700円	7%	2024.3	8.7	7.1	1.6
神奈川県	水源環境保全税	約880円	－	2027.3	14.6	14.6	－
富山県	水と緑の森づくり税	500円	5～ 12.5%	2027.3	3.9	2.9	1.0
石川県	いしかわ森林環境税	500円	5%	2027.3	3.9	3.0	0.9
山梨県	森林環境税	500円	5%	2027.3	2.8	2.3	0.6
長野県	長野県森林づくり県民税	500円	5%	2023.3	6.8	5.6	1.2
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	1000円	10%	2027.3	12.3	10.4	1.9
静岡県	森林(もり)づくり県民税	400円	5%	2026.3	10.1	8.2	1.8
愛知県	あいち森と緑づくり税	500円	5%	2024.3	23.9	20.0	4.0
三重県	みえ森と緑の県民税	1000円	10%	2024.3	11.1	9.2	1.9
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	800円	11%	2026.3	7.4	5.8	1.6
京都府	豊かな森を育てる府民税	600円	－	2026.3	7.1	7.1	－
大阪府	森林環境税	300円	－	2025.3	12.4	12.4	－

団体名	名 称	課税額 (超過税率)		期限	税収(億円)		
		個人	法人		総額	個人	法人
兵庫県	県民緑税	800円	10%	2026.3	25.9	21.4	4.6
奈良県	森林環境税	500円	5%	2026.3	3.8	3.2	0.5
和歌山県	紀の国森づくり税	500円	5%	2027.3	2.8	2.2	0.5
鳥取県	森林環境保全税	500円	5%	2023.3	1.8	1.4	0.4
島根県	水と緑の森づくり税	500円	5%	2025.3	2.1	1.7	0.4
岡山県	おかやま森づくり県民税	500円	5%	2024.3	5.8	4.7	1.2
広島県	ひろしまの森づくり県民税	500円	5%	2027.3	8.8	7.0	1.8
山口県	やまぐち森林づくり県民税	500円	5%	2025.3	4.1	3.4	0.7
愛媛県	森林環境税	700円	7%	2025.3	5.6	4.5	1.1
高知県	森林環境税	500円	500円	2023.3	1.8	1.7	0.1
福岡県	森林環境税	500円	5%	2024.3	15.1	12.2	2.9
佐賀県	森林環境税	500円	5%	2023.3	2.5	2.0	0.5
長崎県	ながさき森林環境税	500円	5%	2027.3	3.9	3.2	0.6
熊本県	水とみどりの森づくり税	500円	5%	2025.3	5.3	4.3	1.0
大分県	森林環境税	500円	5%	2026.3	3.4	2.7	0.7
宮崎県	森林環境税	500円	5%	2026.3	3.2	2.6	0.6
鹿児島県	みんなの森づくり県民税	500円	5%	2025.3	4.6	3.7	0.8
37府県合計					299.7	251.2	48.5

横浜市	横浜みどり税	900円	9%	2024.3	28.4	17.7	10.7
-----	--------	------	----	--------	------	------	------

※ 税収は小数点第2位以下を四捨五入しているため、個人と法人の合計が総額と一致しない場合がある。

(注1) 法人の税率は均等割額に対する割合(1,000円～88,000円)。

(注2) 税収は、総務省「令和2年度決算財政状況資料集」による。

(注3) 神奈川県「水源環境保全税」は均等割300円+所得割0.025%。

(注4) 富山県の水と緑の森づくり税の法人税率は法人税均等割額の5%相当であるが、平成29～令和9年度は、10億円超～50億円以下が40,500円/年(7.5%)、50億円超～100億円以下が80,000円/年(10.0%)、100億円超が100,000円/年(12.5%)に設定。

その他の地方環境税等の概要 ①

○ 森林環境税や産業廃棄物税以外にも、狩猟税や鉱区税・鉱産税、受益者負担や財源確保の観点から自治体が独自に課税する各種環境関連税が導入されている。

法定税

※法定税とは、地方税法に税目が特定されている税目のこと。

税目	狩猟税（目的税（都道府県税））
課税目的	鳥獣保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充当
課税対象	狩猟者の登録を受けるものに対して課税
税率	・網猟免許、わな猟免許に係る登録者 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要する者－8,200円 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要しない者－5,500円 ・第一種銃猟免許（装薬銃及び空気銃）に係る登録者 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要する者－16,500円 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要しない者－11,000円 ・第二種銃猟免許（空気銃のみ）に係る登録者－5,500円 等（各種減額措置あり） ※ 平成27年税制改正大綱における「有害鳥獣捕獲従事者に係る軽減措置の創設等」により、平成31年3月31日までの減免措置が講ぜられることとなった。（令和6年3月31日まで延長。） ① 対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者が受ける狩猟者登録に係る狩猟税を非課税。 ② 被害防止の目的で捕獲に従事した者が受ける狩猟者登録に係る狩猟税の税率を通常の税率の2分の1。
税収	7.5億円（2020年度実績） 捕獲や電気柵設置等の有害鳥獣対策、鳥獣保護員による保護監視パトロール、動物の生息調査、放鳥、狩猟者講習会などに充当

税目	鉱区税（普通税（都道府県税））	鉱産税（普通税（市町村税））
課税目的	鉱区の設定を受けた鉱業権者が、地下の埋蔵鉱物を掘採するという特権を与えられていることに対して課税	鉱物の掘採の事業に対する課税
課税対象	鉱区の設定許可を受けた鉱業権者に課税	鉱物の掘採事業（鉱業者）に対して課税
税率	(1) 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 ➢ 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 ➢ 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 (2) 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 ➢ (1)の税率の3分の2 (3) 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 ➢ 面積100アールごとに 年額200円（ただし、砂鉱区のうち河床に在するもの延長1,000メートルごとに年額600円）	・鉱物月産 200万円を超える事業場 ➢ 標準税率 1%、制限税率 1.2% ・鉱物月産 200万円以下の事業場 ➢ 標準税率 0.7%、制限税率 0.9%
税収	3.2億円（2020年度実績）	18億円（2020年度実績）

その他の地方環境税等の概要 ②

法定外税(都道府県・市町村)

※法定外税とは、自治体が一定の手続き、要件に従い、課する税目のこと。

税目	乗鞍環境保全税（岐阜県）
課税目的	環境保全施策を実施するための費用に充当
課税対象	岐阜県が乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運転者を対象に課税
税率	乗車定員が30人以上の自動車：観光バス…3,000円/回、一般乗合用バス…2,000円/回 乗車定員が11人以上29人以下の自動車…1,500円/回 乗車定員が10人以下の自動車…300円/回
税収	300万円(2020年度実績)
使途	乗鞍環境自然保護員活動、獣害対策研究会活動、環境影響評価調査、乗鞍シラビソ等立ち枯れ状況調査等に使用

税目	歴史と文化の環境税（福岡県太宰府市）
課税目的	数多くの文化遺産を中心としたまちづくりの計画的な推進に要する費用に充当
課税対象	有料駐車場に駐車する者を対象に福岡県太宰府市が課税
税率	二輪車(自転車を除く)：50円、乗車定員10人以下の自動車：100円、乗車定員11～29人の自動車：300円、乗車定員29人超の自動車：500円
税収	5,100万円(2020年度実績)
使途	歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備に使用

税目	遊漁税（山梨県富士河口湖町）
課税目的	有数の観光地で素晴らしい釣り場である河口湖の環境を守る対策の費用に充当
課税対象	河口湖の遊漁者(釣り人)を対象に山梨県富士河口湖町が課税
税率	200円/人・日
税収	800万円(2020年度実績)
使途	駐車場やトイレの整備、湖畔清掃など、環境整備と環境美化の推進に使用

税目	環境協力税（沖縄県伊是名村、沖縄県伊平屋村、沖縄県渡嘉敷村）、美ら島税（沖縄県座間味村）
課税目的	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備を行うための費用に充当
課税対象	旅客船や飛行機、ヘリコプター等により入域する者を対象に課税
税率	100円/回(障がい者、高校生以下(伊是名村・伊平屋村)または中学生以下(渡嘉敷村・座間味村)は課税免除)
税収	1,300万円(2020年度実績 沖縄県伊是名村：300万円、沖縄県伊平屋村：200万円、沖縄県渡嘉敷村：500万円、沖縄県座間味村：300万円)
使途	上記の目的実現のために使用

税目	開発事業等緑化負担税（大阪府箕面市）
課税目的	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持、保全及び向上
課税対象	事業として行う開発行為等の行われる土地面積への課税
税率	250円/㎡
税収	1億400万円(2020年度実績)
使途	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持、保全及び向上に要するもの

富士山保全協力金(山梨県、静岡県)の概要

富士山保全協力金の概要

課税目的	美しい富士山を後世に引き継ぎ、環境保全や登山者の安全対策等を図る費用に充当
課税対象	山梨県、静岡県が、登山者を対象に協力金(入山料)を任意徴収
金額	1人1,000円を徴収(2022年)
徴収期間	山梨県は現地・コンビニ・インターネット支払ともに7月1日～9月10日、静岡県は現地・コンビニ支払が7月10日～9月10日、インターネットのみ7月1日～9月10日(いずれも2022年)
実施状況	2013年夏に10日間の社会実験(試験徴収)を実施、2014年夏から本格導入、基金化して運用。 山梨県で2015年3月16日に富士山保全に関する条例案可決、静岡県で2015年3月11日に富士山保全条例が成立。 2019年から散策目的の観光客も対象とするため、徴収範囲を「5合目から先に立ち入る来訪者」に拡大。 また徴収の重点を5合目から6合目に移し、電子マネーによる決済を開山期間通して実施。
徴収合計	2021年は約5,778万円(山梨県が約3,539万円、静岡県が約2,239万円)
使途	上記の目的実現のために使用

富士山保全協力金の使途

(1)富士山の環境保全

- 自然環境の保護: 富士山のごみ持ち帰りマナー向上対策、外来植物侵入防止対策 等
- トイレ整備: 臨時公衆バイオトイレの設置・運営、山小屋トイレの改修(バイオトイレ) 等
- 登山者対策: 登山道の巡視(須走ルート五合目～八合目)、登山者カウンターの購入 等

(2)登山者の安全対策

- 登山者への安全指導: 富士山安全指導センターの運営、安全誘導員の配置、外国人サポート(通訳、多言語音声案内機の設置)、国内外の登山者向けの安全登山や環境保全の理解を促すビデオ、ライブカメラによる山頂気象情報の配信、噴火に備えたヘルメット・ゴーグル
- 下山道の安全確保: 土留壁の土砂除去、下山道の標柱更新
- 安全管理: 五合目総合管理センターの運営、富士山衛生センター(救護所)の開設期間延長、緊急連絡用簡易無線機の購入、AED設置

(3)その他

- 登山者動向調査
- 富士山保全協力金の実施経費: 協力者証の作成

※ 静岡県では、富士登山をされない方など富士山保全協力金対象者以外の方を対象とする「富士山寄附金制度」も設置されている(令和4年3月1日現在、約2,343万円)。
(出典)富士山世界文化遺産協議会「富士山保全協力金」、山梨県「富士登山をされる皆様へ「富士山保全協力金」のお願い」、静岡県「これまでの富士山寄附金の受入状況」等より作成。

国内自治体における水に着目した制度

○ 国内における水に着目した制度として、豊田市「水道水源保全基金」、横浜市・道志村「公益信託道志水源基金」、秦野市「地下水利用協力金制度」等がある。いずれも、水源保全や地下水維持を目的とする事業等に基金を活用。

水に着目した国内自治体の取組み

項目	水道水源保全基金 豊田市(愛知県)	公益信託道志水源基金 横浜市(神奈川県)・道志村(山梨県)	地下水利用協力金制度 秦野市(神奈川県)
概要	水源である矢作川上流の森林の水源涵養機能や水質保全の環境整備など進めるため、豊田市水道事業審議会の答申を受け、全国に先駆け「水道水源保全基金」を設立。	水源地である道志村の自然環境保全や社会基盤向上に資する事業に助成し、水源地保全や地域振興などを行うため、「公益信託道志水源基金」を設立。	地下水源の保全と秩序ある利用を図るため、地下水利用事業者に公平に負担を求める「地下水協力金制度」を開始。
導入年	1994年	1997年	1975年
徴収・積立方法	<u>水道料金のうち「使用量1円/m3(トン)相当額」</u>を水道事業会計及び簡易水道事業特別会計から水道水源保全事業特別会計に受け入れ、当該年度の保全等に係る費用を支出後、基金に積み立て。	- 公益信託^(注1) - 当初信託元本10.1億円(横浜市10億円、道志村1,000万円)	20m3/日(1,800m3/年)以上の地下水利用事業者に任意で20円/m3を徴収。 ※水道水供給単価の1/3以内。 ※正当な理由なく納入を怠った場合、地下水採取又は水道水供給を禁止。
税收・使途	1994～1999年(積立てのみ) 2000～2006年: 矢作川上流旧6町村の人工林(約646ha)を約1.6億円かけて間伐。 2007年～: 以下の2事業に改組。 「水源の森事業」: 間伐・散策路等の整備 「水質保全事業」: 河川取水口より上流域世帯を対象に合併処理浄化槽に転換する際の補助上乘せ 2015年～: 以下の3事業を追加。 水道水源林間伐事業、水道水源林確保事業、水道水源林モニタリング事業	- 基金からの単年度助成金1,000万円 - 助成金給付対象事業に充当。 ①「自然環境活動保全」 河川環境調査、水質調査、森づくり事業、水質保全事業 ②「生活基盤向上に資する活動事業」 環境美化事業、ボランティア活動支援、各種イベント(音楽祭) 等	- 収入額3,200万円(2010年度)。 - 地下水保全事業等に充当。 (例)実施事業(2010年度) - 地下水保全事業(量水器設置、観測井の維持管理 等)(24百万円) - 地下水モニタリング事業(地下水位の観測 等)(4百万円) - 森林づくり事業(間伐 等)(3百万円) 等

(注1) 公益信託とは、個人・法人が公益目的のために信託し信託銀行等の受託者がその財産を管理・運用し公益目的を実現するよう任務を遂行するもの。

(出典) 豊田市「水道水源保全基金」、横浜市「公益信託道志水源基金」、秦野市「地下水利用協力金制度」、及び自治体担当者へのヒアリング調査に基づき作成。

山梨県ミネラルウォーター税(法定外普通税)について

- 2022年6月、山梨県地方税制等検討会は、地下水を対象とする法定外普通税を導入する場合の制度として、「地下水の移出行為に対する課税」が望ましいと結果を山梨県に報告。
- 山梨県は今後、国内初の「ミネラルウォーター税」導入に向けた検討を予定。

山梨県地方税制等検討会における山梨県ミネラルウォーター税(法定外普通税)の検討状況

検討の概要		・ 検討会では、「営利目的で採水した地下水への課税(案A)」、及び、「営利目的で採取した地下水を飲料として製品化・移出する行為への課税(案B)」の両案について検討。検討会では、農業・工業用水、個人の飲料用についても課税する案Aは支持されなかった。 ・ 報告書では、税導入の是非については「検討会としての審議内容ではない」とし、「今後の制度設計に当たっての留意事項」として、中小企業に対する免税・減税等による配慮の必要性、事業者の県外移転につながらないよう税率を考慮する必要性等を提示。導入時期については、新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰など、県議会可決時と経済状況が変化しているため、特に納税義務者となり得る業種の経営に与える影響も踏まえながら、総合的に勘案すべきであるとしている。
具体的検討事項	課税の考え方	・ 山梨県の飲用としての地下水は、市場評価の高さに加え、世界的な気候変動や人口増加による水資源への影響も相まって、需要及び製品出荷量は増加の一途をたどり、その価値は高まる一方である。こうしたことを踏まえ、事業活動を行うにあたり山梨県の行政サービスを受けていることに加え、<u>地下水をそのまま(または主成分とする)飲料として製品化し、県の地下水自体の価値を貨幣価値に換えて県内外に移出する事業を行う者に一定の負担を求めるもの。</u>
	課税客体	・ 営利目的で採取した地下水を次の飲料として製品化し移出する行為 ①地下水をそのまま製品化した飲料 …… 案B-1 ①地下水をそのまま製品化した飲料および②地下水を主成分として製品化した飲料(氷雪を含む) …… 案B-2
	課税標準	・ 製品に含まれる地下水量 ①地下水をそのまま製品化した飲料 : 「製品の生産量 = 地下水量」 …… 案B-1、B-2両方で対象 ②地下水を主成分として製品化した飲料 : 「製品の生産量 × 70% = 地下水量」 …… 案B-2のみで対象 上記のほか①及び②とも「製品の生産量」とし、②の税率を① × 70%とする方法もある。
	納税義務が発生する時点	・ 地下水を含む製品を事業所の敷地から移出したとき
	納税義務者	・ 次の製造許可事業者等のうち対象飲料を製造・移出する者(括弧内は令和4年3月末時点の県内許可事業者数): 清涼飲料製造業(119社)、乳酸菌飲料製造業(5社)、乳処理業(1社)、乳製品製造業(27社)、氷雪製造業(6社)、氷雪採取業(1社)
	徴収方法	・ 申告納付